

○宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則

平成18年5月23日

規則第20号

宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則（平成17年宮古島市規則第116号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮古島市総合交流ターミナル条例（平成18年宮古島市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（指定管理者の募集等）

第3条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 条例第13条の規定による申請の資格及び方法
- (5) 条例第14条の規定による選定の基準
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の募集をするときは、宮古島市役所掲示場又は市の広報若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講ずるものとする。

（指定申請書の様式等）

第4条 条例第13条に規定する申請書は、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第13条に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 利用者の受入計画
- (3) 業務運営計画
- (4) 事務管理計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に関する計画

3 条例第13条第2号に規定する書面は、次に掲げる書面とする。

(1) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に掲げるもの

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面

エ 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(2) 施設の管理に係る収支予算書

(3) 法人等の経営状況を証明する書面であって、次に掲げるもの

ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面(既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。)

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面(作成しているもののみ。)

ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書

エ 事業報告書を作成している場合にあつては、当該報告書

オ 法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面

カ その他市長が必要と認める書面

(選定結果の通知)

第5条 市長は、条例第14条の規定による選定をした場合は、法人等に対し、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知する。

(再度の選定)

第6条 市長は、前条の通知をした後、条例第14条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第13条の規定により申請したもの（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者選定取消通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者再選定結果通知書(様式第4号)

により通知する。

(募集によらない指定管理者の候補者の選定等)

第7条 市長は、条例第1条の規定による施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第3条の規定によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第14条各号に掲げる選定基準によるものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の指定をしたときは、条例第20条の規定による告示後、速やかに指定管理者に対し、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定書(様式第5号)を交付する。

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、市長と施設管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の様式)

第10条 条例第17条に規定する事業報告書は、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者事業報告書(様式第6号)によるものとする。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、条例第18条第1項の決定を命ずるときは、宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定取消等命令書(様式第7号)により行う。

(利用の申請等)

第12条 条例第5条の規定により、施設を利用しようとする者は、別に指定管理者が定める利用の申請に係る書面により指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を行ったときは、同項に規定する申請を行った者に対し、指定管理者が別に定める利用の許可に係る書面を交付するものとする。

3 第1項の許可を受けたものは、施設を利用する際に、前項の利用の許可に係る書面を係員に提示しなければならない。

(利用の不許可通知)

第13条 指定管理者は、条例第5条第3項の規定により利用の許可を行わなかったときは、当該利用の許可を与えられなかったものに対し、指定管理者が別に定める利用の不許可に係る書面により通知する。

(利用の変更及び取消しの届出)

第14条 利用者は、条例第5条の規定により許可された内容の変更又は利用の取消しを行おうとするときは、指定管理者が別に定める施設の利用の変更及び取消しの申請に係る書面に第12条第2項に規定する指定管理者が別に定める利用の許可に係る書面を添えて指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を行ったときは、同項に規定する申請を行ったものに対し、指定管理者が別に定める施設の利用の変更及び取消しの許可に係る書面を交付するものとする。

3 第1項の規定により利用許可の内容の変更許可を受けたものは、当該変更後の利用許可の内容の変更及び取消しの申請を行うことができない。

4 第1項の規定により利用許可の内容の変更許可を受けたものは、その利用の際に、第2項の施設の利用の変更及び取消しの許可に係る書面を係員に提示しなければならない。

(利用料金の減免)

第15条 条例第8条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が市の事業として利用するとき。

(2) 市が共催する事業で利用するとき。

(3) 市内官公署が市民を対象とした事業に利用するとき。

(4) 市が後援する事業で利用するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(遵守事項)

第16条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設及び設備以外のものを利用しないこと。
- (2) 設備の利用は、施設内で行うこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 収容定員を超えた人員を入場させないこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定申請書

年 月 日	
宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定申請書	
宮古島市長 様	
申請者 郵便番号 住 所 団体名 (ふりがな) 代表者氏名 電話番号	
㊟	
宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則第4条の規定により、次のとおり申請します。	
1 指定を受けようとする公の施設	宮古島市総合交流ターミナル
2 申請者の区分	<input type="checkbox"/> 法 人 <input type="checkbox"/> 法人以外の団体
3 添付書類	
(1) 申請資格に関する書面	
<input type="checkbox"/> 登記簿謄本	
<input type="checkbox"/> 代表者の身分証明書	
<input type="checkbox"/> 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面	
<input type="checkbox"/> 国税及び地方税の納税証明書	
<input type="checkbox"/> 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書	
(2) 施設の管理に係る収支予算書	
<input type="checkbox"/> 総合交流ターミナルの管理に係る収支予算書	
(3) 法人等の経営状況を証明する書面	
<input type="checkbox"/> 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面	
<input type="checkbox"/> 前事業年度の貸借対照表等	
<input type="checkbox"/> 前事業年度の財産目録等	
<input type="checkbox"/> 事業年度の収支予算書	
<input type="checkbox"/> 事業年度の事業計画書	
<input type="checkbox"/> 事業報告書	
<input type="checkbox"/> 法人等の役員名簿	
<input type="checkbox"/> 組織に関する事項について記載した書面	
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書面	

- (注) 1 のある欄は、該当する事項の内にレ印を記入してください。
2 「申請資格に関する書面」は、法人にあつては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあつては登記簿謄本の提出を要しない。

様式第2号(第5条関係)

宮古島市総合交流ターミナル指定管理者選定結果通知書

第 年 月 日 号	
様	
宮古島市長 印	
宮古島市総合交流ターミナル指定管理者選定結果通知書	
年 月 日付で申請のありました指定管理者の候補者の選定については、 宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則第5条の規定により、次のとおり決定しました ので通知します。	
公の施設の名称	宮古島市総合交流ターミナル
公の施設の所在地	
選定した法人等	
選定した理由	

様式第3号(第6条関係)

宮古島市総合交流ターミナル指定管理者選定取消通知書

宮古島市指令第 号 年 月 日	
様	
宮古島市長 印	
宮古島市総合交流ターミナル指定管理者選定取消通知書	
宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定の内容	
上記の決定をした理由	
備 考	
<p>教示 1 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定によりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、宮古島市を被告として(訴訟において宮古島市を代表する者は宮古島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

様式第4号(第6条関係)

宮古島市総合交流ターミナル指定管理者再選定結果通知書

宮古島市指令第 号 年 月 日	
様	
宮古島市長 印	
宮古島市総合交流ターミナル指定管理者再選定結果通知書	
年 月 日付で申請のありました指定管理者の候補者の選定については、 宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則第6条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。	
公の施設の名称	宮古島市総合交流ターミナル
公の施設の所在地	
再選定した法人等	
再選定した理由	

様式第5号(第8条関係)

宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定書

宮古島市指令第 号 年 月 日	
法人等の名称 代表者氏名 様	
宮古島市長 印	
宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定書	
宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則第8条の規定により、次のとおり指定管理者に指定する。	
管理する施設の名称	宮古島市総合交流ターミナル
管理する施設の所在地	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

様式第6号(第10条関係)

宮古島市総合交流ターミナル指定管理者事業報告書

年 月 日

宮古島市総合交流ターミナル指定管理者事業報告書

宮古島市長 様

指定管理者 郵便番号
住 所
団 体 名
(ふりがな)
代表者氏名
電 話 番 号



宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則第10条の規定により、 年度の事業について、次のとおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 公の施設の名称

宮古島市総合交流ターミナル

3 管理業務の実施状況及び利用状況

4 利用料金の収入の実績

5 管理に係る経費の収支状況

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

支 出

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳	備 考
合 計			

6 その他特記すべき事項

--

様式第7号(第11条関係)

宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定取消等命令書

宮古島市指令第 号 年 月 日			
様			
宮古島市長 印			
宮古島市総合交流ターミナル指定管理者指定取消等命令書			
宮古島市総合交流ターミナル条例施行規則第11条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。			
決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し		
	<input type="checkbox"/> 管理業務の全部停止	期 間	年 月 日から
	<input type="checkbox"/> 管理業務の一部停止		年 月 日まで
上記の決定を した理由			
備 考			
<p>教示 1 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定によりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮古島市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、宮古島市を被告として(訴訟において宮古島市を代表する者は宮古島市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 11 条関係)